2024年12月19日

外務副大臣　宮路拓馬殿

DPI日本会議　議長　平野みどり

国際協力事業における障害の主流化のお願い

〜障害当事者者の参画を推進し、誰ひとり取り残さない国際協力を！〜

平素より、インクルーシブな開発事業を目指し、障害当事者の国際協力事業への参画にご尽力いただき誠にありがとうございます。

DPI日本会議では、草の根技術協力事業等の提案型市民参画協力事業を通じ、国際協力機構（JICA）とともに開発途上国における障害当事者への障害当事者による国際協力事業に取り組んで参りました。

2022年10月に国連障害者権利委員会から日本政府に出された総括所見では、32条については障害者団体との緊密な協議及び積極的な関与の下で障害の主流化を進めることが勧告されております。これを踏まえて、日本の国際協力全体の障害主流化を進めるためには、外務省をはじめ国際協力機構（JICA）の障害の主流化が不可欠です。是非とも、日本の国際協力において、障害当事者が参画し、すべての人が利用できる支援の実現を推進していただきますようお願い申し上げます。

お願い

1. **日本の国際協力全体における障害主流化**
	1. **国際協力における障害の主流化の方針を策定してください**

例えば、草の根・人間の安全保障無償資金協力により建設される学校や診療所等は、障害のある人も利用できるようにアクセシビリティの確保が必要です。こういったことを的確に進めるためには、事業の初期段階から障害者団体が参画し、共に制度設計やガイドラインを作成する等の障害者の意見反映が必要です。

外務省として、様々な国際協力の分野で障害の主流化を進めるために、ぜひ、主流化の方針を策定してください。

**（２）日本NGO連携無償資金協力事業における障害の主流化**

申請、採択時に受益者から障害者が排除されないようにするために、障害のある受益者及び専門家等が参加する際には、障害ゆえに必要となる合理的配慮を確保する仕組みが必要です※。これにより、国際協力への障害者の参加促進が期待できます。

**（３）合理的配慮基金の創設**

　上記（２）を実現するためにも、外務省、JICA事業その他国際協力への障害者の参加を促進するための合理的配慮を確保するために、事業費とは別にいつでも出せるようにプールしておく予算（基金のようなもの）を創設してください。

**（４）障害主流化及び合理的配慮に関する相談の仕組み**

上記事業を立案・申請・実施する機関・団体に対して、具体的な主流化の手法、合理的配慮の提供に関して障害者団体による相談を受け付ける仕組みを整備し、効果的かつ効率的な障害主流化を進めると共に、知見の蓄積を図ってください。

1. **JICA事業における合理的配慮予算にかかる課題**

JICAの事業では、障害当事者が途上国を訪問することが増えております。日本の成果を海外にも伝える上で、活発に活動している障害当事者が現地を訪問し、事業を担うことは非常に効果的です。

しかし、障害者が訪問する場合は、介助者や情報保障費といった障害ゆえにかかる費用が発生します。予算が増えるという理由で、障害当事者の参加を見送られることもありました。

これを改善するために、JICAでは障害ゆえに必要となる費用を合理的配慮予算として出してくださっております。これにより重度障害者が途上国を訪問できるようになり、現地の障害者に的確にアドバイスし、エンパワーすることが出来るようになりました（別紙）。障害者の視点が加わった事業となり、障害によって分け隔てられることのない共生社会の実現に大きく寄与しています。

しかし、合理的配慮予算の活用は一部の事業に留まっています。JICAとしては事業費の中で合理的配慮予算を工面しなければならないため、積極的に当事者派遣を推進しにくい状況には変わりがありません。今後、障害の主流化を進めるためには、事業費とは別に合理的配慮予算を組み、どの事業でも躊躇なく障害当事者を派遣できる仕組みの創設が必要です。

外務省として、趣旨をご理解いただき、予算の確保をお願いいたします。

※合理的配慮予算の例：聴覚・視覚障害者向けの情報保障費、手話通訳者・介助者旅費等。

以上